

## 瀬戸市まち・ひと・しごと創生推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を受けて、瀬戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、同戦略の総合的かつ効果的な推進を図るために設置する「瀬戸市まち・ひと・しごと創生推進会議」（以下「推進会議」という。）の開催に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 瀬戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (2) 瀬戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果・検証に関すること。

(構成員等)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 推進会議の座長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 座長は、推進会議の議事を進行する。
- 4 座長に事故のあるとき又はかけたときは、改めて委員の中から市長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、瀬戸市情報公開条例第7条に規定する不開示情報を取り扱う場合及び公共の利益を害するおそれがあるなど公開することにより支障が生じると市長が判断した場合は、推進会議を非公開とすることができる。
- 3 推進会議の傍聴に係る手続き及び傍聴者が遵守すべき事項は、別に定めるものとする。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、行政経営部経営課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

別表1 瀬戸市まち・ひと・しごと創生推進会議 委員名簿

分野	氏名	所属
市民	横井 暢彦	瀬戸市子ども会連絡協議会 会長
市民	寺田 聡	陶芸家
市民	水野 貴久枝	せと・しごと塾卒塾生 育脳インストラクター
産業	成田 一成	瀬戸商工会議所 会頭
産業	丹羽 誠	愛知県陶磁器工業協同組合 理事長
産業	山中 俊博	愛知県珪砂鋳業協同組合 理事長
行政	熊谷 由美	瀬戸市 教育部 学校教育課課長補佐
行政	中桐 淳美	瀬戸市 市民生活部 環境課課長補佐
教育	山田 基成	名古屋大学大学院 経済学研究科 教授
教育	宮内 美穂	中京大学 総合政策学部 教授
金融	水野 和郎	瀬戸信用金庫 理事長
労働	岡崎 信久	連合愛知尾張東地域協議会 事務局長
マスコミ	牧 治	株式会社 尾張東部放送 社長